

# 令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(第16事業年度)

令和8年2月26日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

# 令和8年度事業計画

## 【令和8年度の基本方針】

### (1) 総論

公益財団法人として運営上の問題点を把握し運営体制の充実に努める。

今年度は、平成23年10月に公益財団法人に移行してから、事業年度としては16年目を迎える。移行時と比較して、予算規模は半分程度に減少し帰国者の高齢化が進むなど公益財団発足から現在までの間に、援護基金の事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

公益法人制度の枠組みの中で運営を行うには何かと課題は多いが、公益法人制度に則り的確な対応ができるよう引き続き職員間の意識改革を図り、運営体制の充実に努めることとする。

### (2) 堅実な事業の実施

令和5年11月に中国残留孤児1世帯1名が永住帰国して以降永住帰国者はいない。未だ数世帯が永住帰国を希望していると言われていたが、帰国者支援事業は、帰国者の高齢化、帰国者問題の風化、戦後80年を一つの区切りとした帰国者を支援する民間団体等の解散、昨今の日中関係の悪化の影響等により変化してきている。令和7年度から新たに受託した東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの運営についても一定の成果が出ているが、さらなる充実が求められている。

今後はこれらの事象を踏まえ、常に現状を適格に把握し、堅実な事業を実施していくこととする。

### (3) 財政の均衡に努める

収入面においては、ここ数年運用益や寄付金収入が伸び悩んでいたが、令和7年度は入札を実施したことで高利率の債券が購入できたことに加え円安の影響で運用益が増加した他、解散した帰国者支援団体からの寄付等大口の寄付を受けたことで収入が増加した。一方戦後80年の節目の年で中国側の諸事情により訪日関係の事業が思うように実施できないなど、予定していた事業が計画通りに実施できず援護基金の独自事業の規模は伸び悩んだ。

資産の運用においては、引き続き堅実な運用を図り、安定的な収益を目指すこととする。令和8年度も円安の傾向が続く可能性が高く、一定の収入が期待できることから、公益財団として求められる役割を果たしながら、その収入に見合った効果的な支出を行うとともに、国からの委託費を含め、無駄削減、合理化の努力を続けることとする。

## 【各事業計画の概要】

### 1. 公1：中国残留日本人孤児の養父母及び中国等に残留する日本人孤児等に対する支援事業

#### (1) 中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費の支払事業

中国残留孤児の養父母等に対する扶養費の支払いは、日中両国間において取り交わされた口上書に基づき援護基金が行うものであり、前年度、本邦に帰国した孤児について、日中両国政府間でそれら対象者の名簿を確認後、中国紅十字会総会に送金する。

なお、送金額は、日中両国政府間の口上書に基づき算定した額を国（厚生労働省社会・援護局）と折半する。令和8年度は国が1名分を予算措置し、折半額として113,400円の支払いを計上していることから援護基金分として同額を計上する。

#### (2) 中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業

##### ア 訪中座談会（個別訪問型）

昭和60年から、帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に中国における生活状況等を調査し、中国帰国者等の生活指導上の資料とするとともに、これらの人々に対して日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続き等について周知を図るために、残留邦人を都市部に集める形で実施していた。

しかし、残留邦人の高齢化等により平成19年度からこの方式を改め、当方から残留邦人宅に直接赴き話をする個別訪問型に変更した。

その後、帰国希望の残留邦人がほぼ永住帰国を果たし、中国在住の残留邦人の数が少なくなるとともに居住地も分散してきたことから、平成29年度以降は隔年実施を原則とした。

その後は新型コロナウイルス感染拡大による渡航規制もあり、令和元年度を最後に本事業は中断せざるを得ない状況が続いていたが、各種規制も大幅に緩和されたことから、令和5年度以降訪中座談会の再開に向けて、関係機関等との連絡を行い情報収集・準備を実施することとした。

しかし、中国に残留している残留法人が高齢化により減少していること、連絡先が不明な残留邦人が増加し現地の状況把握が難しいこと、居住地が広範囲に点在しており効果的に訪問することが難しい状況にあること、渡航費等諸経費が大幅に上昇しており予算措置が難しくなっていること等から、本事業の今後の在り方については検討が必要な時期を迎えている。

本事業は厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室、在中国日本大使館等の関係機関から情報提供を受けるだけでなく、中国政府の関係機関の協力を得ないと実施が難しい。しかし、現在の日中関係は良好とは言え

ず、今まで日中関係が悪化しても行われていた友好団体の活動にも影響が出ている。このような状況下では中国政府の関係機関から協力を得ることが難しいと想定されることから、令和8年度も実施を見送らざるを得ない状況である。

今後は、引き続き中国に残留している残留邦人の状況把握に努めるとともに、関係機関と相談しながら事業の在り方を検討していくこととする。

#### イ 中国政府関係者訪日協議（事業の一部は厚生労働省の委託事業、公募）

援護基金では、中国残留孤児問題の円滑な進展を図るため、日本人孤児問題等に携わっている中国政府関係者（日本人孤児問題担当官）を集団一時帰国の時期にあわせて日本に招致し、永住帰国した中国残留邦人がどのような生活を送り、どのような問題を抱えているのかを理解していただくために、「首都圏中国帰国者支援・交流センター」などを案内し知見を深めていただいている。

また、これを機会に中国政府関係者に中国残留邦人の円滑な帰国の促進や訪中座談会実施について協力をお願いしている。

平成30年度から厚生労働省の委託事業での招致人数が縮減されたこともあり、中央政府担当官2名は毎年招致するが、地方政府担当官2名は隔年招致することとした。

令和2年度～4年度の3年間は新型コロナウイルス感染拡大による渡航規制等により集団一時帰国が延期されたため本事業も中断していたが、令和5年度からは集団一時帰国事業の再開に合わせ、中央政府担当官2名を毎年招致した。令和8年度も国の公募を経て中国に残る中国残留邦人等の集団一時帰国事業を援護基金が受託したので、集団一時帰国に合わせて招致する。

令和8年度は令和9年度の訪中座談会の計画がある場合は地方政府担当官を隔年で招致する該当年度になるが、訪中座談会にかかる諸々の課題への対応が定まっていないこと、また、現在の日中関係の状況から、地方政府担当官の招致は見送り、中央政府担当官2名を招致することとする。

#### (3) 中国に残る中国残留邦人等の集団一時帰国事業（厚生労働省委託事業、公募）

中国に残る中国残留孤児及び中国残留婦人が墓参、親族訪問の目的をもって本邦に一時帰国することを希望し、これらの中国残留邦人のうち、在日親族が当該残留邦人の本邦滞在中の世話が出来ない場合（親族がわからない身元未判明孤児を含む。）、当該在日親族に代わって一時帰国に関する援助を行うものである。

なお、当該事業は、平成2年度から開始し、平成5年度までの4年間は、国（厚生労働省社会・援護局）から要請を受けて、援護基金の自主財源で事業を行ってきた。

そして平成6年度からは中国残留邦人等支援法に基づき国の責務として、国が援護基金に事業委託する方法で事業を行ってきたが、平成19年度からは公平

且つ透明性を確保するという国の方針により、毎年委託先を公募により選定することになった。

近年では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年度～4年度の3年間は集団一時帰国が延期されたが、令和4年度より個別一時帰国を受け入れている。令和5年度からは中国側の都市間移動、渡航制限も緩和されたことから、通常の集団一時帰国事業を再開し、援護基金が身元引受人となり概ね2週間日本に招待している。

令和8年度も国の公募を経て援護基金が受託したので、帰国時オリエンテーション、歓送迎会、親族訪問、日本の現況についての説明会、都内見学、中国帰国者支援・交流センター等の施設見学、温泉地等への旅行などを実施する。

参加予定者数等：集団一時帰国2回

個別一時帰国1回

計 15世帯30人（親族等の介護人を含む）

## 2. 公2：日本に永住帰国した中国残留邦人等に対する定着・自立支援事業

### (1) 養父母お見舞訪中援助事業

中国帰国孤児が養父母をお見舞するための訪中を援助する事業（危篤・葬儀参列訪中を含む）。高齢化等により単独で訪中できない者も少なからずいることから、これらの者には同行する介護人1名の旅費の援助も必要に応じて行うこととする。

令和2年度～4年度の間は、新型コロナウイルス感染症の拡大による中国国内の移動制限、渡航制限もあり申請はなかった。令和5年度より中国国内の移動制限、渡航制限も緩和されたが、現時点で申請者はいない。令和8年度は過去の実績を踏まえ予算を措置し実施することとする。

〔訪中人員〕 中国帰国孤児3名程度（年間）

〔時期〕 年度中随時

〔旅程〕 申請者と援護基金が計画した旅程（2か月以内）

〔援助内容〕 渡航費及び見舞金等を援護基金が援助

### (2) 中国残留邦人等に対する就学資金貸与事業

中国樺太等帰国者とその子等（二世・三世）に対し、大学及び専修学校（高等課程は除く）等への就学を援助するため就学資金の貸与（無利子）を行い、これらの者が日本社会において早期に自立し心身共に健全な生活を営むことができるよう支援するものである。

令和8年度も例年通り募集したが、申請条件を満たす応募者がいなかったこ

とから貸与予定者は0人となっている。

〔就学資金の種類及び貸与額（令和8年度）〕

区 分	大 学	専修学校	鍼灸学校	日本語教育機関
入学資金	入学時 30万円 以内	入学時 50万円以内		—
奨 学 金	月額 4万円以内		月額 3万円以内	年額 55万円以内

申請条件を満たす応募者が減少しており、帰国者二世・三世を対象とした実態調査の結果や財政状況等も踏まえ、対象、条件、内容を含め、引き続き今後の事業のあり方を検討していくこととする。

卒業後の就学資金返還については、平成13年度より報奨金制度を設け早期返還を促しており、返還促進につながることから令和8年度も制度の周知に努めることとする。滞納者に対しては、今後も引き続き返還促進に向けた働きかけに努めることとする。

（3）中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助事業

中国帰国者等が日本社会において早期に自立するために国（厚生労働省社会・援護局）が設置した施設である全国7か所の中国帰国者支援・交流センターの受講者のうち、国の支援対象とならない者（中国帰国者の二世・三世とその配偶者）に対し援護基金が教材費（援護基金が認めた教材に限る）を援助している。令和8年度も同様に実施することとする。

（4）介護関連資格取得支援事業

日本社会での自立、または就業上のキャリアアップを目的として、中国樺太等帰国者の二世・三世・四世及びその配偶者を対象に、介護初任者研修及び更に上級の介護関連資格（介護福祉士など）取得のための養成講座受講料の一部を援助している（ただし、四世及びその配偶者については、中国語或いはロシア語について日常会話程度の語学力がある者のみを援助対象とする）。

本事業は帰国者とその家族のキャリアアップ支援を目的とするものではあるが、老後支援事業において大きな課題ともなっている中国語及びロシア語ができる介護人材不足に対応するものとしての役割も果たしている。

本事業への応募者は、ここ数年更なるキャリアアップを目指すニーズを受け、新たな介護関連資格取得講座を支援対象に加え、毎年常に一定数の応募があることから、令和8年度も同様に実施することとする。

なお、令和8年度は厚生労働省が公表している「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」記載の介護事業所等に広報活動を行い本事業を周知するとともに、予

算規模も増やしたうえで本事業の拡大を目指すこととする。

#### (5) 中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業

##### ア 日本語教育の助成

帰国者とその家族を対象に、日本語教育の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその活動を助成している。

平成20年度には、国が自治体を通じて行う団体の活動への補助を開始したことから、各団体には国の補助を活用することを促しながら、段階的に助成の規模や内容を見直してきている。

しかしながら、各団体が国や自治体からの補助を受けるにはなかなか難しい状況にあることから、援護基金としては、今後も可能な範囲で独自に地域の帰国者支援団体の活動が維持されるように努めることとする。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で各団体の活動が中止されたり規模が縮減されるなどの状況から助成を辞退する団体も出ていたが、令和6年度からは活動が正常化し、今後も新たに申請する団体も見込まれることから、令和8年度も前年度予算と同額程度の事業費を計上し助成することとする。

##### イ 生活相談等の助成

帰国者とその家族を対象に、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその活動を助成している。

上記「中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する日本語教育の助成」と同様、各団体には国の補助を活用することを促しながら、援護基金の財政状況に応じ段階的に助成の規模や内容を見直してきている。

令和8年度は助成額を増やして助成することとする。

#### (6) 意思疎通生活相談・援助事業

事務局に「生活相談室」を設けて、主に援護基金が実施している事業に関する相談に応じている。特に、中国帰国者等が抱えている具体的な生活上の諸問題に関する相談については、中国帰国者支援・交流センターの相談窓口を活用することとしている。令和8年度も首都圏中国帰国者支援・交流センター及び東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの相談窓口を活用し同様に実施することとする。

#### (7) 中国帰国者の老後支援事業

##### ア 介護事業基盤整備援助

### ①事業立ち上げ援助

NPO法人等が、帰国者やその配偶者に視点をおいた介護事業を始める場合に、一定の期間を介護事業基盤整備期間として事業資金の一部を援助するものである。

この事業については、一定の条件を付しているが、援助額が多額になること、かつ複数年にわたって援助を続けることから、大きく予算上の制約を受けざるを得ない。現状では複数年にわたる財源確保の見通しが不確定なことから、令和8年度も募集は休止することとする。

### ②介護団体支援

既に介護保険事業者として事業を行っている法人等が、帰国者及びその配偶者に介護サービスを提供することによって運営に負担が生じている場合に一定の条件の下に支援を行っている。

平成26年度からは老後支援事業を拡充する方針の下、支援対象法人をNPO法人に限らず法人格を有する法人に拡大し、財源の許す範囲内で広く支援を行うこととしている。

令和7年度は1団体が最長助成期間の10年を迎え助成を終了することになった一方新規1団体からの申請があり、本事業へのニーズは高いと思われる。令和8年度は助成額を増やして新規の団体からの応募に応えられるようにする。

※ なお、公2(5)、(7)アにかかる助成の募集及び決定方法について、令和4年度より有識者により構成する団体助成委員会において、助成する団体、助成内容を審査し、その答申に基づき理事会の承認を得て助成を行う方式としている。

## イ 要介護支援モデル事業

本事業は、要介護の高齢帰国者に対する支援の方法やシステムの在り方について調査、検討、試行をするものである。平成20、21年度に厚生労働省委託の支援モデル調査研究事業として始め、平成22年度から援護基金の自主事業として継続し、同年度、帰国者を扱う介護事業所の職員や支援通訳等を主な対象としてセミナーを開催したほか、支援モデルのひとつとして「中国語話者による語りかけ支援」の試行を続け効果を検証してきた。

その後、平成29年度より厚生労働省が全国の中国帰国者支援・交流センターに「中国語話者による語りかけ支援」と同様の事業を委託することとなったため、援護基金が実施してきたモデル開発・試行については、公的な実施という形に実を結んだものと考え、終了することとした。

令和元年度に、中国帰国者本人・配偶者を対象に健康・介護状況調査を実施し、令和2年度にホームページにこの調査結果を掲載した。

また、令和3年度には、これまでホームヘルパー養成及び介護資格取得支援で援助を受けた帰国者に対して「介護関連資格取得後の状況に関するアンケート調査」を実施し、調査結果をホームページに掲載した。

こうした調査の結果等を踏まえ、令和8年度も介護団体支援対象事業所や介護資格取得支援対象者等に訪問調査等でヒアリングを実施し、その事例紹介を機関紙やホームページに掲載し、今後の支援事業検討に役立てることとする。

#### ウ 訪問介護事業所

中国語による訪問介護を必要とする帰国者と中国語を話す二世・三世ヘルパーとのマッチングを進めるために、東京都の指定を受け平成27年2月1日に「公益財団法人中国残留孤児援護基金訪問介護ステーション寿星」（東京都中野区、以下「寿星」と言う。）を開設したが、その後「寿星」の二世・三世スタッフやヘルパーが中心となってNPO法人「恩維会」を設立したことから、この新法人に「寿星」の運営を任せることとし、援護基金独自での「訪問介護事業所」は平成30年度から暫時休止している。

令和3年度には、再度事業所を立ち上げることが困難であることから、事業廃止に向けて準備を進めることとしたが、廃止時期等については引き続き慎重に検討してから判断することとする。

#### (8) 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している邦人が戸籍の訂正等の申請を行う場合に、その手続きに必要な弁護士費用等を援助している。

本事業は、令和元年度まで日本司法支援センターに委託してきたが、対象者の減少もあり先方の要望で同年度末で委託を解消している。

援護基金としては、本事業は身元判明者の国籍取得支援の受け皿としての役割があり、今後も継続して実施する必要があることから、令和8年度も一定の予算を計上する。

#### (9) 普及啓発及び広報事業

中国残留邦人等にかかわる普及啓発活動と機関紙やホームページ等を介した情報発信を行っている。

令和8年度も引き続き帰国者の問題について機関紙やホームページ等による地道な活動により普及啓発を図ることとする（機関紙の発刊と、ホームページ及びWeb上の資料充実を目標とする）。

#### (10) 中国帰国者支援・交流センター運営事業（厚生労働省の委託事業、公募）

#### ア 首都圏中国帰国者支援・交流センター

首都圏中国帰国者支援・交流センターは、平成 27 年度末をもって中国帰国者定着促進センター（所沢）が閉所し、平成 28 年度からは、旧定着促進センター機能を統合したセンターとして、その機能を果たしている。企画課と教務課の 2 課体制で、日本語学習支援事業、遠隔学習支援事業、生活相談事業、交流事業、介護支援事業、地域支援事業、地域生活支援推進事業、普及啓発事業、語り部講話活動、情報提供事業、定着促進事業、及び自立研修事業を行う。令和 5 年度からは語り部講話活動のオンラインでの実施も開始され、令和 6 年度からは、精神保健相談体制の充実を図るため、専門知識を有する者を配置している。

国の公募を経て令和 8 年度も引き続き援護基金が受託することになったため、同様に実施することとする。

#### イ 東海・北陸中国帰国者支援・交流センター

東海・北陸中国帰国者支援・交流センターは、東海・北陸ブロック（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県）を支援対象とし、愛知県名古屋市に設置されている。首都圏中国帰国者支援・交流センター同様の事業を実施するが、一部事業（スクーリングを除く遠隔学習支援事業、語り部講話活動、定着促進事業、自立研修事業等）は実施しない。

開設以来運営を受託してきた社会福祉法人が令和 7 年度以降公募に応じない（運営を受託しない）ことを表明したことから、厚生労働省の要請を受け第 44 回理事会において援護基金が公募に応じることを決議し、令和 7 年度の運営を援護基金が受託した。

首都圏中国帰国者支援・交流センターから職員を異動させ、引き続き勤務を希望した職員や新たに採用した職員を配置し、本部事務局がバックアップしながら事業を実施している。

国の公募を経て令和 8 年度も引き続き援護基金が受託することになったため、同様の体制で実施することとする。

#### (11) 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（厚生労働省の委託事業、公募）

本事業は国の委託を受け、全国 7 か所の中国帰国者支援・交流センターにおいて実施する事業である。援護基金では首都圏中国帰国者支援・交流センターの運営と併せて同センターにおける本事業を受託し実施してきた。

令和 7 年度から援護基金が東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの運営と併せて同センターにおける本事業も受託することとなった。

国の公募を経て令和 8 年度も引き続き援護基金が、首都圏及び東海・北陸中国帰国者支援・交流センターにおける事業を受託することになったため、両センタ

一に職業相談員を配置し、中国帰国孤児等に対して職業指導（職業訓練校、企業、ハローワークの見学、同行及び職業講話等）及び職業相談等を行う。

なお、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいては、この他、定着促進事業対象者に対する職業指導及び既に永住帰国している中国帰国孤児等が求職活動を行うための手助けとなる就職に対する心構えや労働市場の状況等を説明した「就職ガイダンスブック」（日本語、中国語併記）を発行し、各都道府県労働局と全国7か所にある中国帰国者支援・交流センター等へ配布する。

#### (12) 中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

年齢層や学習レベルが様々な帰国者等の学習ニーズに応えるために、日本語教材等の開発や改訂、出版を進めるとともに、健康・介護関係に役立つ出版物や、中国残留邦人等について社会的関心を高め理解を深めるための出版物の刊行を行っている。

令和8年度も既存教材の改訂等を実施することとする。